

2019年2月14日

株式会社山口銀行(単体)

自己資本の構成に関する開示事項 (2018年12月期自己資本比率・バーゼルⅢ基準)

(平成26年金融庁告示第7号、別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当四半期末	経過措置に よる不算入 額	前四半期末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	370,440		366,965	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	10,385		10,385	
2	うち、利益剰余金の額	360,054		360,249	
1c	うち、自己株式の額(△)	-		-	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		3,670	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	42,296	-	55,021	-
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の 額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	412,736		421,987	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係 るものを除く。)の額の合計額	2,717	-	2,743	-
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライ ツに係るもの以外のものの額	2,717	-	2,743	-
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 860	-	251	-
12	適格引当金不足額	1,011	-	2,225	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自 己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	12,044	-	11,839	-
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除 く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	196	-	1,016	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段の うち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に関連するものの額	-	-	-	-

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額		-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額		511		2,108	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)		15,621		20,183	
普通株式等Tier1資本						
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		397,115		401,803	
その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)						
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		-	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額		-		-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)		-		-	
その他Tier1資本に係る調整項目						
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額		-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額		-		-	
	うち、適格引当金不足額に関連するものの額		-		-	
42	Tier2資本不足額		511		2,108	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)		511		2,108	
その他Tier1資本						
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)		-		-	
Tier1資本						
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)		397,115		401,803	
Tier2資本に係る基礎項目 (4)						
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	9		6	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	9		6	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
	うち、評価・換算差額等に関連するものの額	-		-	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	9		6	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	521	-	2,114	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
	うち、適格引当金不足額に関連するものの額	-		-	
	うち、旧告示における控除項目に該当するものの額	-		-	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	521		2,114	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	-		-	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	397,115		401,803	
リスク・アセット (5)					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	-		-	
	うち、前払年金費用に関連するものの額	-		-	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	-		-	
	うち、その他金融機関等の対象資本調達手段に関連するものの額	-		-	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの)に関連するものの額	-		-	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,383,099		2,267,016	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	16.66		17.72	
62	Tier1比率((ト)/(ヲ))	16.66		17.72	
63	総自己資本比率((ル)/(ヲ))	16.66		17.72	
調整項目に係る参考事項 (6)					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	39,781		40,490	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,873		2,872	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	

Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)				
76	一般貸倒引当金の額	9		6
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	124		70
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	13,643		12,982
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		-
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		-
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-